

津山市住民税非課税世帯等生活応援金

(他市町村で「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」を受給した世帯用)

津山市では、コロナ禍における原油価格・物価高騰の中、住民税非課税世帯などに対する独自の取組として、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」を受給した世帯を対象に、津山市住民税非課税世帯等生活応援金を給付します。

記

- 1 給 付 額 一世帯あたり 10,000円
- 2 対 象 者 令和4年6月1日時点において、本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、確認書の提出時まで継続して本市の住民基本台帳に登録されている者であって、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」を受給した世帯の世帯主
- 3 申 請 期 限 令和4年10月31日(月)
- 4 提 出 書 類
 - ①「津山市住民税非課税世帯等生活応援金支給申請書(請求書)」
 - ②「通帳・キャッシュカードのコピー等の口座確認書類」
 - ③「運転免許証・健康保険証のコピー等の本人確認書類」
 - ④「他市町村で住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給したことがわかる書類(支給決定通知書のコピーなど)」

※ 提出書類④「他市町村で住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給したことがわかる書類(支給決定通知書など)」については無くても申請できますが、支給先市町村に受給確認をする必要があるため、受付から振込までの期間が通常より長くなります。あらかじめご了承ください。

※ 世帯主以外の方が代理確認・受給を行う場合は、代理人の本人確認書類も必要になります。ただし、代理確認・受給者は、世帯構成員・法定代理人・入所施設職員・里親・DV被害者の支援団体職員、その他市長が特に適当と認めた方に限ります。

5 提 出 方 法 郵送による提出、または窓口への持参

※ 申請書を受付後、3～4週間程度で、指定された口座に振り込む予定です。

問合せ先	〒708-8501 津山市山北520(東庁舎1階東側入口) 津山市臨時特別給付金事業推進室 TEL 0868-32-2169
------	--